

平成26年度第1回三重県食の安全・安心確保のための検討会議

日 時 平成26年8月18日 午後2時から午後4時
場 所 三重県合同ビル 4階 G401会議室
出席委員 9名（1名欠席）
会議の公開 会議は公開開催。傍聴者なし。
議事事項 (1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（平成25年度版）（案）について
(2) 平成26年度食の安全・安心確保に関する事業について

三重県食の安全・安心確保のための検討会議質疑概要

事項（1）

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（平成25年度版）（案）について

（委員） 11ページの飼養衛生管理基準の遵守指導の表の中の馬とは。三重県内で食用の馬を飼っていますか。

13ページで不当商取引指導専門員を増員しているとのことですが、どのようなことをしている方ですか。

カキについてどういう支援をするのか明確にし、支援をしてあげてほしい。県水産物のブランドですから。

（県） 馬については、乗馬用とかであり、食用の馬ということではありません。

不当商取引指導専門員につきましては、非常勤嘱託員として採用させていただきました。今回採用させていただいた方は、三重県消費生活センターでの勤務経験があるOBの方2名を採用させていただき、昨年度の食材の不適切表示に関する調査、指導をしています。

（委員） 認証制度の推進について、25ページに安全性や品質が確保された獣肉を提供する事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」を創設したと記載されていますが、本当に安全なのか。食肉（牛、豚等）でも、検査し最大限の努力を行っているとしているだけで、安全とは言っていないのに、安全が確保されていると言い切れるのか。何かあったら責任重大である。

（県） みえジビエ登録制度は、以前から導入しております「みえジビエ品質衛生管理マニュアル」とセットで考えておまして、当然のことながら関係課で協議しながら、取り組んでいるところでございます。

販売事業者とか、食品関連事業者、あるいは飲食店そういった方々につきましても、みえジビエ品質衛生管理マニュアルを遵守した登録施設の解体処理施設から提供される獣肉を扱っていただくというのが大前提でございまして、ジビエにつきましては、マニュアルに基づく解体処理施設が3施設ございますが、そういった施設は、毎月1回位

は、大腸菌等を定期的に検査しながら進めているところでございます。

(委員) ただそれをもって、安全性や品質が確保されたと言い切っているのかどうかですね。

取組み自体を否定しているのではなくて、文言のことを言っているのです。

安全性や品質が確保と言い切れるのか。普通の牛肉や豚肉は、検査をクリアしたものが売られているということですが、獣肉は安全性が確保されているとまで言い切ってもいいのですか、大丈夫ですかと御心配されている。

(県) ご意見につきましては、検討させていただきます。

(委員) 県が作成した管理マニュアルに基づき、処理された獣肉であるとのことにすれば良いのではないのでしょうかということです。

(県) 県としては、こういう形でPRさせていただきますので、より安全性を当然今後も追及していく必要はあると思っています。

(委員) 心配しているのは、豚や牛は、管理されて生産流通しているが、獣肉はそうではなく、野生のものを相手に扱っているということ、その点気を付けていただきたいということです。

(県) マニュアルを作る時にいろんなものを参考にしながら作成しています、例えばこういう死因の時は駄目ですよとか、様々なルールを参考に作っています。それに基づきまして、例えば施設自体も保健所で許可をとっているわけですが、許可をとったからと言ってそれで良いというのではなくて、より高度な衛生管理をして行かないと駄目だという状況は作っています。

(委員) 検査という項目、言葉がたくさん出てきているのですが、この前の中国での不適切な事案でも、検査は実施していると言っているけれども結局は、裏を抜けて不適切なことをしていたという事例がありました。

三重県でも、立入検査などいろんな検査が行われていますが、悪いことをしないためには、抜き打ちの検査が必要だと思います。

準備して待っている検査とある日突然来る検査では、検査を受ける側には、違いがあると思うのです。

県は、どのような形で検査を試みえるのでしょうか。

(県) 立ち入り検査については、基本的には抜き打ちという形をとっています。

ただ中身によっては、準備してもらわなければならないものもあるものですからその場合は、やむをえなく通告する場合もありますが、原則は事前通告なく実施しています。

(委員) 予算の範囲内で、検査数を可能な限り増やしていただくと、私達消費者も安心できるのかなという気がします。

(委員) 各部署がそれぞれの施策を担当されて、いろんな項目について書かれていると思いますが、書きようが違いますよね。数値を出している所と出していない所とか、今、口頭では、説明されていたところもありましたが、これは最終的にはホームページで公開されるとなると、そのあたりは統一してもらった方がいいのかなと思います。数値目標があるのであれば、数値目標に対してどうなったかという結果を示してほしいということと、ただ実は、この中にある数値目標が、何の意味があるのかは、私達は、見ていてもわかりません。

例えば15ページに、食品2, 174検体について検査したと書いてありますが、この2, 174が多いのか少ないのか、わからないのです。

数値目標の立て方というのが、どのようにされているのかを聞かせていただきたいなど、例えば他府県なんかも同じような項目で、安全安心に取り組んでいると思われますけれども、そういうものと比較して、一般的な数値目標が立てられているのかとか、予算的に限界があるから、これが限界なんですというものなのか、そのあたりを聞かせていただけたらと思います。

(県) 今の食品検査の検体数でいいますと毎年、食品監視指導計画を策定しておりまして、その中で今年度これだけの数をやりまして計画して、パブリックコメントにより意見をいただき検討を行い、確定のうえ公表しています。

(委員) 数値に関しては、部署ごとに考えていることなのか、部署の中だけで、この数値でいいと言っていることがいいのかどうか私達には判断できない。

(県) 監視指導計画は、公表させていただいておりますので、そこで、意見をいただいて修正すべき点は修正しているところもございます。

(県) 本日欠席の委員からもよく似た質問があるので、合わせて紹介させていただきます。10ページの生産資材に関する検査についての質問、意見をいただいています。

それぞれ対象への立入検査は目標数より上回ったり、多めにそれぞれ実施しているということですが、実際、農薬販売者だと150件の検査を実施しているけれども、対象となる事業者は何件あるのか、その辺がそれぞれわからないとご質問をいただいています。

農薬だと対象の販売業者は1,001件です。肥料生産業者と販売業者は合わせて1,674件となります。

(県) というふうな、母集団を持っていて、実際、正直な実情を申し上げますと予算であったり、マンパワー、我々職員それぞれが年間活動する限界がありますので、その中でできる範囲の活動をしながら、監視指導を行っているというのが実際のところであります。

(委員) 人員、予算とも減ってきているのが現状。

(委員) その中で、最大限努力して貰うしかない。

(委員) 来年度の報告時には、そういう形での記載をして頂くと良いのではないかと思います。

(委員) 報告書の中に同じ内容のことが何回も出てきている。整理してもっと読みやすくと思います。

10ページの今後の対応の中で、口蹄疫はわかります、高病原性鳥インフルエンザこれもわかるが、BSEは何か。

世界的にも日本はBSEの清浄国の評価を受けて、発生を抑えているのに蔓延防止を図らなければいけないのか。あえて記載する必要があるのか。原因は、いまだにわからないので48ヶ月齢以上の牛で出てくるかもわからないけれど。

(県) 基本的には、リスクがあります。例えば、物の動きの中で可能性はあります。肉骨粉等の飼料の分別管理とか死亡牛の検査など監視指導を行います。

(委員) 33ページの一番下ですが、表示や食品衛生について、かなり多くの講習会を開催してもらっている。443回は、具体的にどういう形で開催されましたか。平均40人位来たということだと思いますが。

(県) この数につきましては、保健所での出前トークや講習会であります。出前トークの登録や講習会についても年間の開催予定を立てて実施しています。保健所での開催と言うことです。

(委員) 報告書の中に推進しました、指導しました、という記載がありますが、計画として推進しなさい、指導しなさいとなっているので、そういう書き方になるのは仕方がないのかもしれないですけど、例えば11ページの施策2の所だと上の方は具体的によくわかるけれど、海水養魚協議会を通じて推進しました等は、何をやったのかよくわからない、ここには数がないから、あまりやっていないというふうに見えてしまうのだけれど、そういう所がいろんな所にあるので、ひとつひとつはいいですけど、来年以降の報告書はもっと具体的に、私達が見てちゃんとやられていると判断出来るような書き方をして欲しいと思います。もう一点、みえの安心食材シールを集めて応募するといった取組ですが、これどれくらい反響がありましたか。これは、なかなかいい手段だったのかどうか。

(県) 昨年、10月から2月までの期間内で、食材に添付してあるマークを2枚貼って応募いただくという形で、期間内でおよそ1,200人の方々から応募いただきました。

(委員) 何人がプレゼントされるんですか。

(県) 190個で、伊賀牛とか、熊野地鶏、伊勢茶、みかんジュースなどです。

(委員) 折角、みえの安心食材の制度があるのに、対象食材の中に、シールが貼られてないものもあるという説明がありましたよね、結局メリットが生産者にならないということなんでしょうか。

(県) そのようなことはないです。やはり共同販売とか、共同選果というそういった関係で表示ができないというケースもあります。また、シールも費用がかかりますし、いろんな場合があります。県としては、広く認定を受けられた方の商品すべてに付けていただくというのが、PRにもなりますので、付けてはいただきたいのですが、やはり流通の段階とか、いろんな要素で付けられないというケースがあります。

(委員) 一回で終わりだったのですか。どんな仕組みだったのですか。

(県) シールを2枚集めて、応募していただくということです。

(委員) せっかくの認定制度なので、消費者の方に把握してもらわないと意味がないと思います。

事項(2)

平成26年度食の安全・安心確保に関する事業について

(委員) 10から11ページの施策3、食品関連事業者団体への取組支援、施策4のコンプライアンス意識の向上に対する支援については、25年度には、なかった取組で26年度からの新しい取組と理解してよろしいでしょうか。

食品関連事業者等への啓発資料の提供や講師派遣とか、施策4の方でもコンプライアンス推進員の設置、研修、講師派遣とかの取組について、これは御依頼をさせていただくと県から講師を派遣していただけるということでしょうか。

(県) ある程度コンプライアンス体制がとられているところ、十分実施されているところよりは、これからというところへ派遣するという方向を考えていきます。

(委員) こういったことを啓発していくという意味で、勉強会とか計画したいとかいう時に、御依頼しても全部は対応していただけるということではないということですか。

(県) まだまだ体制が整っていないところを優先させていただくという考えです。

(県) 先進的に取組まれている団体の取り組みを紹介させていただくことにより、他の事業者のレベルがあがるということもありますので、団体の中で検討いただく場面があれば、推進員を呼んでもらって、一緒に相談していただき進めていただくこともできるのではと考えます。

(委員) 依頼があって派遣するというのはわかりますけど、例えば研修会を実施するとか、

特に今回追加になった事項に関して、もう少し具体的に説明していただけますか。

11ページの一番上の具体的な取組みというものなど。

(県) 研修の講師を事業者まで派遣させていただく事業と、食品関連事業者とか米穀取扱事業者の方に来ていただく一般的な研修会も県で何回かさせていただき、さらに、進んだ取組をされる事業者の方に対しては状況に応じて講師派遣、今年からコンプライアンスに取り組む事業者の方には、講師を派遣して、基本的な研修会させていただきまして取組を支援します。

(委員) それは、県が主体でやるということですか。何回位、計画されていますか。

(県) 県が主体でさせていただきます。5回ぐらいです。

(委員) 自主的に実施する事業者への支援を行うということですか。啓発資料とかは、作成されているのでしょうか。

(県) 現在、コンプライアンス推進員が、県内の事業者の方を回っていますので、事業者の状況を把握する中で事情に合わせて作成します。今年の秋以降になります。

(委員) 講師派遣の申込方法とかは、どのような仕組みで事業者へ伝わるのでしょうか。

(県) 広く公募して、来て下さいということではなくて、事業者の方とやりとりをしていく中で、必要でしたら、こちらから講師の派遣を行うという形をとっていきます。一般的にまだまだコンプライアンスがわからないというのであれば、県が支援させていただき、事業者の方の状況に応じてさせていただきということですので、公募して申込みしてくださいと、明確に事業者の方にお知らせしたりとか、関連している所にお知らせするというのではないので、一般的なイメージと違うのではないかと思います。

(委員) 米穀関係のことに関して特化してお話されていますが、ここを見る限り、食品関連事業者全般について記載しているし、コンプライアンス以外の、例えば食の安全安心に関わることにしても研修会を実施すると書いてありますがそのあたりはどうですか。

(県) 今年、新規に配置している嘱託員は米穀コンプライアンス推進員という形になっています。どういう方かと言いますと、お米の関係業界で働いていた方、お米に詳しい方に来ていただいて、ローラー的に調査をしていただいて、それぞれの事業者のコンプライアンスへの取組状況を調査把握しています。

その上で会社の事業ガバナンスであるとか、コンプライアンス推進であるとか、社員教育などについてお話いただける講師を選定しながら、今年に対応としては、お米の関係の事業者を中心に推進していきたいと考えています。

(委員) 推進員は何人。委託しているの。

(県) 推進員は1人です。囑託員としてきていただいています。約100事業者を調査してもらいます。

(委員) 不当商取引指導専門員がホテルとか旅館等に訪問するってことですが、たくさんあるだろうと思いますが、Aランク、Bランク、Cランクの中のどこを重点的にしようと考えてみえますか。

(県) 母数になるものについては、保健所等に届け出のある、1,841件をもとにしまして、その中で、メニュー表示がないホテル、例えばビジネスホテルとか普通の保養所とかキャンプ場等々を引きまして、およそ300位になりますが、その施設について、啓発グッズ、景品表示法の趣旨をまとめたものにより、不適切表示が昨年ありましたので注意喚起ということで巡回しています。

(委員) 対象数は、300前後になるんですね。

(県) ただ、行ってみて廃業等になっているということはあります。

(委員) 水産現場の立場からいきますと、予算の関係もあると思いますが、収去検査につきまして、積極的にしていただきたいという声が現場で多々ありますので、今後も引き続き検討していただきたいと思います。

5ページで、生産環境の調査について、記載されていますが、どうしても漁業の場合、海に出て漁獲、養殖するということでありますので、その中で外部要因、具体的にいうと、放射性物質汚染の問題、我々のところに直接いろんな問い合わせが来たりします。

その中で三重県の食材を守るという立場もあると思いますので、自分達で対応はしていますが、今後そういった案件に対してどう対応していくかということも、どこかの視点で整理をしていただけないかと思います。

(県) 調査等対応はしていますので、放射性物質の調査状況などについて、リスクコミュニケーションなどで説明等対応していきたいと考えます。

(委員) 食品関係では、ノロウイルス食中毒が多くあるが、原則、ノロは感染症であり、ノロ食中毒は氷山の一角であるので、ノロ食中毒を防止するには、子供の保育園内感染などによる家庭内感染を押さえる必要がある。100万人単位の感染症であるので、感染予防対策など、そこを啓発しなければならない。食品関係だけでの取組だけではなく包括的な取組を考えていかないといけない。

(委員) 食の安全・安心に関する大学生との取組は、今年も実施するのでしょうか。

(県) 昨年度、県内大学生と県で連携し、検討会を5回開催させていただき、食の安全・安心を伝えるしくみについてのアイデアを出していただきました。

昨年度末には、食の安全・安心情報を載せた「しおり」作成のアイデアを実践し、県内大学へ配付しました。今年度は、出されたアイデアをどうしていくかということ

です。

(県) 欠席委員からのご質問について、説明させていただきます。

一つ目として、昨年冷凍食品の毒物混入事件がありました。

それは従業員によるものという原因も分かっておりますけれど、三重県として監視指導にあたる時に、フードディフェンスという意味での指導や確認などは、されないでしょうか。もう一点は、放射性物質の検査の終了ということですが、化学的な立証など、きちんと判断してされてのことでしょうか。という質問がございました。

その回答として、

(県) 最初は、フードディフェンスのお話ですが、新しい考え方といえますか、従来、県の考え方では性善説により、きちっといいものを作りたいという前提で事業活動されている、というところで何かミスはないかとか漏れているところはないかという視点から監視させていただいています。

国の方も今回の案件を受けて、ガイドラインを出す聞いておりますので、ガイドラインを見ながらどういう対応をするかを考えていきます。

金銭的なこともあり、すべての事業者様がそれに対応できるかどうかというのは若干難しい、むしろ従業員教育、そういう点でカバーしていかないといけない部分もあると思います。

次に放射性物質の件ですけれども、平成24年度から、2年間、県の方では、放射性物質について、出荷制限地域で産出された食品について、検査をさせていただきました。

2年間ですべてのものが、基準値を大きく下回っておりまして、ほとんどが、検出下限値以下、つまり機械で検出できる最低限の検出値よりもさらに低い、という結果ばかりでございました。

そういう状況の中で、厚生労働省の方でも、従来から出荷制限地域の検査結果を集計しておりまして、26年6月で、31,679件の検査結果を公表しています。

そういったこともございますので、今年度から三重県としての検査については、実施しておりません。

ただ、いつ何どき何が起こるかもわかりませんので、いざという時には検査できる体制を維持しておりますので、必要な場合は直ちに検査にとりかかるという体制です。

なお、県内産の食品に関しましては、県産牛の全頭検査と県産野菜、魚介類のモニタリング調査も少ないですけれども実施しておりますので、その結果も公表させていただいております、そういう形で実施していきたいと考えております。

合わせて県の方針につきましては、リスクコミュニケーション等の機会をとらえて周知させていただきたいと考えております。

(県) 次に欠席委員からご意見をいただいております。

食中毒の情報についてのご意見ですが、食中毒警報がでた時に、ホームページ以外にスーパーとか学校とか人目につくところに目印を出したらどうでしょうか、という提案をいただいております。

旗を人目につくように出すと注意するようになって、手洗い等が徹底されると良い。

もう一点は、団体が実施する交流会、フェスティバル等について、県も協力いた

きたい、いろんな団体や県が連携をとって、リスクコミュニケーションや食の安全安心の活動、そういう場造りが大切だというご意見をいただいております。

(委員) 計画には、すべてのことにおいて対応するような形で記載しているけれど、できないこともあるのでは。三重県として集中することを選択したらどうか。あれもこれもやりますではなく、もっとシンプルでいいので特色を出したものにしたらいいのでは。

食の安全・安心の取組は他県でも実施しているわけなので、予算的にも人員も厳しいなか、メリハリをつければいいのでは。

(県) 一つの事案について、いろんな視点から分析した場合、一つの事案に施策が全部絡んでくるのがいくつか出てくるということがあって、読みにくいっていうこともあり、書き方とかを整理していけるかどうか、議論していかなければならないということですので、今日いただいた意見を含めて、直していけるところは直していきたいと思います。

(委員) 他にご意見等ありますでしょうか。なければ審議を終わりたいと思います。

(県) 委員の皆様には、熱心な審議をいただきありがとうございました。

今後、いただいたご意見等をもとに報告書の策定を行い議会へ報告したいと思います。

今後も県の食の安全・安心確保に向けた取組へのご理解よろしく申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

<終了>